

可児市都市計画審議会の会議運営について（取扱い基準）

1 会長の任期について

- (1) 会長の任期は委員の任期とする。
- (2) 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行い、選任する。

2 会議の招集について

会長は、審議会の会議を招集しようとするときには、招集期日の3日前までに日時及び場所を委員及び議事に関係ある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 代理人の出席について

委員は、都合により出席できないときに、代理人を出席させることはできない。ただし、会長が認めたときは、この限りでない。

4 議案の説明について

会長は、議案に関連のある市職員又は市が必要と認めた者を出席させ、議案について説明させることができる。

5 会議の公開について

審議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。なお、会議の非公開の決定は、会長が審議会に諮って行うものとする。

- (1) 可児市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

6 会議の傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は概ね10人とする。ただし、会場の広さその他の合理的な理由がある場合、会長は傍聴人の数を制限することができる。
- (2) 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命じることができる。
- (3) 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。
- (4) 傍聴人の受付は会議の開催の当日、会議の開催の30分前から受け付ける。
- (5) 傍聴人には、委員と同様の資料を配布する。

7 傍聴人の制限について

次のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

8 傍聴人の遵守事項について

傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話をする、歌を歌う、大声で笑うなど騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないように電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

9 会議開催の周知について

審議会の会議の開催は、会長による招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員などの情報を市ホームページ等で周知を図る。

10 議事録について

- (1) 審議会の議事については、議事録を作成し、会長が指名した委員2名がこれに署名するものとする。ただし、審議会において可児市都市計画審議会条例第2条各号に関する審議が行われなかった場合は、署名は要しないものとする。
- (2) 議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。
- (3) 議事録は、非公開情報を除き、公表するものとする。
- (4) 非公開情報の有無については、審議会終了時に確認するものとする。

11 その他

その他、会議の運営において、必要な事項が生じた場合は、会長が定めるとともに変更する。

付 則

この基準は平成 23 年 11 月 9 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 24 日）

この基準は平成 26 年 3 月 24 日から施行する。